

令和 6 年 1 0 月 8 日

保 護 者 様

加古川市立氷丘中学校
校 長 加 藤 勉

校則の見直しについて

秋雨の候、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、見出しの件につきまして、本校ではより過ごしやすい学校にすることと、生徒が主体的に学校生活について考えることを目的に、この数年かけて頭髮や靴下ほか、校則の見直しを図ってまいりました。今年度は、1 学期に実施した生徒総会以降、生徒会が主体となって生徒の意見を聞きながら改定案を策定し、2 学期全生徒にアンケートを行いました。その結果に基づいて 1 0 月 1 日から、下記のとおり校則の一部を改定しております。

つきましては、ご家庭におかれましてもご一読いただくとともに、生徒が主体的に考え、TPO に応じた適切な選択ができるようご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 夏服・冬服の移行期間を廃止

昨今の気候変動に伴い、従来の一斉型の移行期間では一人一人の生徒の体調管理が難しくなってきました。また、生徒が主体的にその日に応じた衣服を選ぶ力をつけることが大切だと考え、移行期間を指定しないこととします。

2 通学用靴下の制約を変更

色については、従来どおり白・黒・紺・青系のみとしますが、ラインやブランド等のロゴ入りも可とします。長さも問いません。TPO に応じたものを考えて着用する力をつけてほしいと思います。

3 通学用シューズの制約を撤廃

これまで白色のみとしていましたが、小学校・高校が概ね自由である中、中学校のみ制約がある状態でした。そこで、色やライン・ロゴも自由とし、紐の靴でなくても運動時に脱げなければ可とします。特に体育の授業も含めて TPO に応じたものを考えて着用してください。

4 キーホルダーについて

これまで学校指定の通学用カバンに付けるキーホルダーは禁止とし、部活動の持ち物や自転車のカギについては自分の物だと分かるようにキーホルダーを可としていました。このたび、通学用カバンについても取り間違い等を防ぐため、キーホルダー・お守り・防犯ブザーのいずれか 1 個付けてもよいこととします。